

東浦町家具転倒防止器具取付け事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家具を固定することにより、災害時における家具の転倒による事故の防止を図り、もってひとり暮らしの高齢者等が安心して生活ができる環境を維持することを目的とする。

(対象者)

第2条 東浦町家具転倒防止器具取付け事業（以下「事業」という。）の対象となる者は、本町に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成されている世帯に属する者
- (2) 身体障害者手帳1種1級又は1種2級の保持者のうち肢体不自由のひとり暮らしのもの

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の表のとおりとする。

対象家屋	対象者の住所地の家屋
取付場所	利用頻度の高い寝室、居間等
取付対象家具	利用頻度の高い寝室、居間等に置かれた家具（器具を取り付けることができるものに限る。）
器具取付個数	1世帯4個まで

(申請)

第4条 事業を受けようとする者は、次に掲げる条件を満たし、又は了解した上で家具転倒防止器具取付け申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借家の場合は、所有者の承諾の得られた家屋
- (2) 釘やネジの使用ができる家屋
- (3) 町に対し、取付け作業後の家具の移動及び取付け器具の取り外し等を依頼しないこと。
- (4) 町に対し、取付け家具の損害賠償をしないこと。

(決定通知等)

第5条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を家具転倒防止器具取付け事業決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町家具転倒防止器具取付け事業に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた家具転倒防止器具の取付けの申請に係るものについて適用し、同日前にされた家具転倒防止器具の取付けの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第4条関係）

家具転倒防止器具取付け申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(対象者との続柄 _____)

電話番号 _____

下記のとおり、家具転倒防止器具の取付けを申請いたします。

記

対象者	氏 名	生 年 月 日		電 話 番 号
	身体障害者手帳	第 号 種 級		
	住 所	東浦町大字 字		
	氏 名	続柄	生 年 月 日	
世帯員			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
取付け希望場所・家具				
誓 約 書				
家具転倒防止器具取付けにともない生じた損害については、東浦町に対して一切の責任を問いません。				
住所 _____		氏名 _____		
※ 以下は借家にお住まいの方のみご記入ください。				
私の所有する家屋ではありませんが、所有者の承諾を得ていますので、東浦町には一切ご迷惑をおかけしません。				
住所 _____		氏名 _____		

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

家具転倒防止器具取付け 決定 ・ 却下 通知書

年 月 日付で申請のありました家具転倒防止器具の取付けについて審査した結果、下記のとおり 決定 ・ 却下 します。

対象者氏名		決定番号	
住 所			
却 下 理 由 (却下の場合のみ)			

(お願い)

家具転倒防止器具取付け時期については、後日、
より、日程調整の連絡があります。

(注意)

- ・ 取付け作業後の家具の移動や取付け器具の取り外し等は、本事業では対応いたしません。
- ・ 今回の家具転倒防止器具の取付けによって、あなたの生活すべての安全を保障するものではありません。日ごろから災害などによる居住環境の安全性には、十分配慮してください。